

はじめに

本市では、平成23（2011）年4月1日、「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

これは、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」（平成6（1994）年）を見直し、新たに本市の人権施策を推進するためのものです。

これに伴い、平成19（2007）年に策定した「鳥取市人権施策基本方針」の第1次改訂を行い、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会の実現を目指して、人権施策をより一層、総合的及び計画的に推進することとしたものです。